

福知山公立大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 福知山公立大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、総合的な知識と専門的な学術を深く教授研究するとともに、地域協働型教育研究を積極的に展開することにより、地域に根ざし、世界を視野に活躍できる高度な知識及び技能を有する人材を育成し、北近畿地域をはじめとする地域における持続可能な社会の形成に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価等)

第2条 本学は、教育研究及び地域貢献活動の向上に資するため、本学の教育研究及び地域貢献、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の措置に加え、本学の教育研究及び地域貢献等の総合的な状況について、学校教育法第109条第2項に基づき、政令で定められた期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けたものによる評価を受けるものとし、その結果を公表するものとする。

3 前2項の点検・評価の実施に関する必要な事項については、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第3条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 前項の実施に関する必要な事項については、別に定める。

第2章 組織

(学部、学科及び学生定員)

第4条 本学に、次の学部を置く。

地域経営学部

2 前項の学部に次の学科を置く。

地域経営学科、医療福祉経営学科

3 前項に設置する学科、その入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

(1) 地域経営学部

ア 地域経営学科

(ア) 入学定員	95名	収容定員	380名
(イ) 編入学定員	5名	収容定員	10名

イ 医療福祉経営学科

(ア) 入学定員	25名	収容定員	100名
(イ) 編入学定員	2名	収容定員	4名

(学科の目的)

第5条 地域経営学科は、社会科学の各分野を統合した教育により、北近畿地域において強く求められている、地域社会の再生、企業活動の活性化を目指して、実践的能力を活用できる人材を育成する。

2 医療福祉経営学科は、財務、人事、労務など経営の基本とともに、医療の知識、医療情報ネットワークの仕組みとその応用を学び、企業の経営と医療機関・福祉施設の経営の共通点と違いを学修し、将来、その経営に参画できる人材を育成する。

(付属施設及び機関)

第6条 本学には、メディアセンター、北近畿地域連携センター、市民学習・キャリア支援センター、防災・危機管理センター及び国際交流センターを置く。

2 前項の各施設及び機関については、別に定める。

(事務組織)

第7条 本学に事務局を置く。

2 事務局に置く組織は、別に定める。

第3章 職員組織

(職員組織)

第8条 本学には、学長、副学長、教授、准教授、助教及び事務職員を置く。

2 本学には、学部長及び学科長を置くことができる。

3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。学長に事故があるときは、学長代行を置くことができる。学長代行は、学長の職務を代行する。

4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

5 学部長は、学長の監督のもとに、学部に関する事項をつかさどる。

6 学部長を補佐するため、学部に教務委員長及び学生委員長を置く。

7 教授は、学生に高度な専門的知見を教授し、学生の研究及びそれに付随する諸活動を指導する。また研究に従事し、大学の運営に参画する。

- 8 准教授及び助教は、教授の職務に準ずる。
- 9 特別任用教員、客員教授、非常勤講師等の教員については、別に定める。
(名誉教授)

第9条 本学に多年勤続し、教育上、学術上功績のあった者に名誉教授の称号を授与することができる。

- 2 名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 運営組織

(教育研究審議会)

第10条 公立大学法人福知山公立大学定款第20条第1項に定める教育研究審議会の組織及び運営については、別に定める。

(教授会)

第11条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 教授会の組織及び運営については、別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第12条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第13条 学年を前学期、後学期の2学期分け、各学期の期間は次のとおりとする。

- (1) 前学期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第14条 本学の休業日は、次のとおりとする。ただし、春・夏・冬の休業期間の始期と終期は年度により変更することがある。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 開学記念日 4月1日
- (4) 春期休業 2月15日から3月31日まで
- (5) 夏期休業 8月10日から9月30日まで
- (6) 冬期休業 12月25日から翌年1月6日まで

2 必要がある場合、学長は、休業日を臨時に変更することができる。

3 休業日については、学年暦を作成し公表するものとする。

4 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第6章 入学及び移籍

(入学の時期)

第15条 本学の入学の時期は、原則として学年の始めとする。ただし、学長が特に必要と認める場合には、後学期に入学を認めることができる。

(入学資格)

第16条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (6) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (7) 相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認めた者

(入学の出願)

第17条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定手数料を添えて提出しなけ

ればならない。

(入学者の選抜)

第 18 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選抜を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第 19 条 前条の選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人を定め、宣誓書、保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金及び授業料等を納付しなければならない。

2 前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第 20 条 本学に編入学を希望する者があるときは、入学を許可することがある。

2 編入学に関して必要な事項は、別に定める。

(転学科)

第 21 条 本学学生で、その所属する学科の変更を志願する者がある場合は、教授会の議に基づき、学長が許可することができる。

2 前項の選抜に関する基準は、別に定める。

第 7 章 教育課程、履修方法及び単位の認定

(授業科目)

第 22 条 本学の授業科目の区分は、次のとおりとする。

(1) 共通教育科目

(2) 専門教育科目

2 前項の各区分に開設する授業科目の種類、単位数等は、別に定める。

(履修方法)

第 23 条 授業科目の履修については、必修科目、選択必修科目、選択科目に区分する。

2 学生は、別表第 1 に定めるところにより単位を修得しなければならない。

3 履修方法の細目については、別に定める。

(単位の算定基準)

第 24 条 各授業の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とすること。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とすること。

2 前項の規定にかかわらず、学外実習科目については、これらの学修内容等を考慮して単位数を定めることができる。

(1 年間の授業期間)

第 25 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

(単位修得の認定)

第 26 条 授業科目を履修した者に対しては、試験を行う。

2 試験の成績は、秀、優、良、可及び不可の評語で表し、秀、優、良及び可で合格とし、不可を不合格とする。

3 前項の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他学科及び他大学等における授業科目の履修等)

第 27 条 本学は教育上有益と認めるときは、学生に他大学の授業科目を履修させることができる。

2 本学は教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協定及び大学コンソーシアム京都の行う単位互換事業に基づき、学生が当該大学又は短期大学において履修した単位を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、教授会の承認を受けて、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合準用する。

(大学以外の教育施設における学習)

第 28 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 29 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について取得した単位を本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学前に行った前条第 1 項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位

を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、また与えることのできる単位数は、編入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

第8章 修業年限、在学年限、卒業及び学位の授与

(修業年限及び在学年限)

第30条 本学学部の修業年限は4年とする。

- 2 学生は、8年を超えて本学に在学することはできない。

第31条 前条の規定にかかわらず、第20条の規定により入学した者の修業年限は2年次編入学生にあつては3年とし、3年次編入学生にあつては2年とする。

- 2 2年次編入学生にあつては6年、3年次編入学生にあつては5年を超えて本学に在学することができない。

(卒業)

第32条 休学等の期間を除いて、第30条又は前条第1項に規定する期間以上在学し、学部所定の授業科目を履修し、別表第2に定める卒業に必要な単位を修得した者に対し、学長は、卒業資格を認定する。

(学位の授与)

第33条 学長は、前条の規定による卒業資格の認定を経て、学士の学位を授与する。

(学位の種類)

第34条 前条の学位の授与については、次の学位を授与する。

学士(地域経営学)

第9章 検定手数料、入学金及び授業料等

(検定手数料、入学金及び授業料等)

第35条 本学の検定手数料、入学金及び授業料等は、別表第2のとおりとする。

(授業料等の納入)

第36条 授業料等は毎学期初めに納めなければならない。

- 2 授業料等は1学期分を全納することを原則とする。

(休学の場合の授業料等)

第 37 条 休学期間中は、当該学期分の授業料等を免除する。

(再入学の場合の授業料等)

第 38 条 中途退学者で、3 年以内に再入学を願い出、許可された者は、入学金、授業料等及び検定手数料を納付しなければならない。

(納付した授業料等)

第 39 条 一旦納付した授業料等及び検定手数料は、原則として返還しない。

2 入学辞退者については、授業料等を返還することとする。

(授業料等の減免)

第 40 条 特に必要と認めた場合は、授業料等を減免することができる。

2 授業料等の減免に関する規定は、別に定める。

第 10 章 休学、転学及び退学等

(休学)

第 41 条 病気その他本学が認めるやむを得ない事情のため、3 か月以上修学することができない者は、休学することができる。

2 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、休学を命じることができる。

3 休学の期間は、1 学期又は 1 学年を区分とし、通算して 2 年を超えることはできない。ただし、特別な事由がある場合は、さらに 2 年の範囲内で延長することができる。

4 休学の期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第 42 条 休学者は、休学期間中にその事由が消滅した場合は、復学することができる。ただし、復学の時期は学期始めとする。

(転学)

第 43 条 他の大学への入学又は編入学を志願する者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第 44 条 外国の大学等で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、教授会が教育上特に有益と認めた場合に限り、第 30 条に定める在学期間に含めることができる。

3 学生の留学に関し必要な事項は、別に定める。

(退学及び再入学)

第 45 条 退学しようとする者は、保証人の連署の上、退学を願い出なければならない。

- 2 退学を願い出る者は、退学期日を含む学期の授業料等を完納しなければならない。
- 3 退学した者で、再入学を志願する者があるときは、再入学を許可することがある。
- 4 再入学に関して必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第 46 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を徴した上で、学長が除籍する。

- (1) 第 30 条第 2 項に定める在学年限を超えた者
 - (2) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (3) 第 41 条第 3 項に定める休学の期間を超えてなお復学できない者
 - (4) 長期間にわたり行方不明の者
 - (5) 入学手続きを終えて入学意思のない者
- 2 前項第 2 号により除籍された者は、除籍後 2 か月以内に限り、授業料等を納付することで、復籍を願いできる。
- 3 除籍に関する必要な事項は別に定める。

第 11 章 賞 罰

(表彰)

第 47 条 学業優秀な者又は学生として模範的行為があった者は、学長が表彰する。

(懲戒)

第 48 条 学則又は本学の指示に従わず、その他学生にあるまじき行為があった者は、学長が懲戒する。

- 2 懲戒には、戒告、停学及び退学がある。
- 3 前項の停学は、その期間を在学期間に算入しない。ただし、停学期間が 3 か月以内の場合には、在学期間に算入することができる。
- 4 第 2 項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。
 - (1) 重大な反社会的行為
 - (2) 人権を不当に侵害する行為
 - (3) 試験における不正行為
 - (4) 大学の名誉を著しく損なう行為
 - (5) その他学生の本分に著しく反する行為

第12章 奨学

(奨学)

第49条 本大学に奨学制度を設けることができる。

2 奨学制度については、別に定める。

第13章 厚生保健施設

(厚生・保健)

第50条 職員及び学生の福利厚生、保健医療のため、本学に厚生保健施設を設ける。

2 厚生保健施設については、別に定める。

第14章 科目等履修生、聴講生、外国人留学生等

(科目等履修生及び聴講生)

第51条 本学の授業科目の一部の履修を希望する者に対しては、本学の教育に支障のない限り、選考の上、科目等履修生又は聴講生としてこれを許可することがある。

2 科目等履修生及び聴講生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第52条 第16条の入学資格を有する外国人で、留学を希望する者は、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生については、本学の規定を準用する。

3 外国人留学生の教育については、日本語科目及び日本事情に関する科目を開設することができる。

4 前各項の規定は、外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育を受けた者の教育について、本学が必要と認める場合に準用する。

5 外国人留学生の卒業の要件として修得すべき単位数の一部特例については、別に定める。

(特別科目等履修生)

第53条 他の大学又は短期大学との単位互換協定及び大学コンソーシアム京都の行う単位互換事業に基づき、本学の授業科目の一部の履修を希望する者に対しては特別科目等履修生としてこれを許可することがある。

- 2 特別科目等履修の開始日は学期の始めとする。
- 3 特別科目等履修生の単位の認定及び学修の評価は、第 26 条の定めに従って行う。
- 4 特別科目等履修生に関して必要な事項は、当該大学との協定に基づいて定める。

第 15 章 社会との連携

(アドバイザー・コミッティ)

第 54 条 大学の健全な発展を図るため、本学の運営及び地域社会との連携に関し、学外者の意見を聴く組織としてアドバイザー・コミッティを設置する。

- 2 アドバイザー・コミッティの組織、運営については、別に定める。

(公開講座等)

第 55 条 本学は、福知山市民及び北近畿地域住民に向けて、行政機関・市民・企業等と協働して生涯学習講座、社会人向け資格取得、外国語講座等その他の事業を行うことができる。

- 2 前項の事業に関し必要な事項は、別に定める。

(大学の社会開放)

第 56 条 本学は、学生の修学を妨げない範囲で、本学の有する諸施設及び教育研究機能を地域住民の利用に積極的に供することとする。

- 2 前項の規定による社会開放に関し必要な事項は、別に定める。

(国際交流)

第 57 条 本学は、教育研究上必要と認めた場合には、外国の大学及び研究機関等との教育研究上の交流に関する協定を締結し、又は交流事業を行うことができる。

- 2 前項の規定による国際交流に関し必要な事項は、別に定める。

第 16 章 雑則

(学則の施行)

第 58 条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

(その他)

第 59 条 この学則の改廃は、教育研究審議会の議を経て理事会が行う。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日に成美大学に在籍し、平成 28 年 4 月 1 日以降も引き続き本学に在籍する者に係る授業科目、単位数並びに卒業要件等に関しては、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 28 年度及び平成 29 年度に、本学へ編入学した者でその者の属する年次が前項に規定する在籍者と同様の場合、その者に係る授業科目、単位数並びに卒業要件等に関しては、この学則に規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成 28 年 3 月 31 日に成美大学に在籍し、授業料等が減免されている者に関しては、この学則の規定にかかわらず、別途措置する。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 4 月 1 日改正以前に、本学則名称を「公立大学法人福知山公立大学学則」として引用している他の規程等においては、「福知山公立大学学則」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

卒業要件（地域経営学科）

カテゴリー		卒業要件
共通 教育 科目	外国語科目群	6 単位以上 (必修 2 単位、選択 4 単位)
	一般教養科目群 - 人文系	6 単位以上
	一般教養科目群 - 社会系	6 単位以上
	一般教養科目群 - 自然系	6 単位以上
	演習系科目群	22 単位以上 (必修 22 単位)
専門 教育 科目	学部共通専門科目群 ※1	28 単位以上 (必修 4 単位、選択必修 8 単位、選択 16 単位)
	学科別専門科目群 ※2	32 単位以上 (選択必修 12 単位、選択 20 単位)
その他		全カテゴリーから 20 単位以上
合計		126 単位

■選択必修について（別表第 1 においては選択科目）

- ※1 「簿記論Ⅰ」「簿記論Ⅱ」「工業簿記」「社会調査論」「環境学」「公共経営入門」「統計学」「経営学入門」「経済学入門」から 8 単位以上
- ※2 「行政学」「自治体政策法務」「ミクロ経済学」「マクロ経済学」「財務諸表論」「経営分析」「流通システム論」「ロジスティクス論」「企業論」「地域農業ビジネス論」から 12 単位以上

卒業要件（医療福祉経営学科）

カテゴリー		卒業要件
共通 教育 科目	外国語科目群	6 単位以上 (必修 2 単位、選択 4 単位)
	一般教養科目群 - 人文系	6 単位以上
	一般教養科目群 - 社会系	6 単位以上
	一般教養科目群 - 自然系	6 単位以上
	演習系科目群	22 単位以上 (必修 22 単位)
科 目 専 門 教 育	学部共通専門科目群 ※1	28 単位以上 (必修 4 単位、選択必修 8 単位、選択 16 単位)
	学科別専門科目群	32 単位以上 (選択必修 12 単位、選択 20 単位)
その他		全カテゴリーから 20 単位以上
合計		126 単位

■選択必修について（別表第 1 においては選択科目）

- ※1 「簿記論Ⅰ」「簿記論Ⅱ」「工業簿記」「社会調査論」「環境学」「公共経営入門」「統計学」「経営学入門」「経済学入門」から 8 単位以上

別表第2

1. 検定手数料 17,000 円

2. 入学金 282,000 円

3. 授業料等

学部名	内訳	金額
地域経営	授業料	535,800 円
	実践教育実習費	40,000 円